

令和7・8年度聖籠町建設工事入札参加資格審査申請要領

令和7・8年度において、聖籠町が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」といいます。）に参加しようとする方は、聖籠町建設工事入札参加資格審査規程（平成9年訓令第1号）及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の申請をして、資格審査を受け、参加有資格者となる必要があります。

1 提出期間及び提出方法

(1) 提出期間

令和7年2月3日～随時受付（土・日・祝日を除く8時30分～17時15分）

(2) 提出方法

提出先へ持参又は郵送してください。

(3) 提出方法

提出の際は、紙ひも、ホチキス綴じとし**1部**提出してください。（ファイル綴じ、黒紐綴じは不可）

(4) 受領確認

受領書が必要な方は、受付印を押印しますので、申請書類の控え等をお持ちください（郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください）。

(5) 提出する様式

提出書類は聖籠町様式とします。（県様式不可）

2 参加資格の有効期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日まで

3 参加資格

資格審査申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その許可後の営業期間が1年を経過しない者

(2) 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受け

ていない者

- (3) 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (5) 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する営業年度の開始の日の直前 3 年の事業年度において、いずれの事業年度にも完成工事高を有しない者
- (6) 法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者
- (8) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- (9) 暴力団員であると認められる者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (11) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (12) 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。下記(13)において同じ。)が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- (13) 法人であって、その役員のうち(9)から(11)までのいずれかに該当する者があるもの。
- (14) 聖籠町の町税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。
- (15) 次のアからウまでに掲げる届出のいずれかを行っていない者(当該届出を行うことを要しない者を除く。)
 - ア 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出
 - イ 健康保険法(大正 11 年法律第 70 条)第 48 条の規定による届出
 - ウ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出

4 参加資格の種類（建設工事の種類）

以下の 30 種類です。それぞれの種類ごとに資格審査の受け付けをします。

- | | | |
|---------------------|---------------|-------------|
| (1) 土木一式工事 | (11) 鋼構造物工事 | (21) 熱絶縁工事 |
| (2) 建築一式工事 | (12) 鉄筋工事 | (22) 電気通信工事 |
| (3) 大工工事 | (13) 舗装工事 | (23) 造園工事 |
| (4) 左官工事 | (14) しゅんせつ工事 | (24) さく井工事 |
| (5) とび・土工・コンクリート工事 | (15) 板金工事 | (25) 建具工事 |
| (6) 石工事 | (16) ガラス工事 | (26) 水道施設工事 |
| (7) 屋根工事 | (17) 塗装工事 | (27) 消防施設工事 |
| (8) 電気工事 | (18) 防水工事 | (28) 清掃施設工事 |
| (9) 管工事 | (19) 内装仕上工事 | (29) 法面処理工事 |
| (10) タイル・れんが・ブロック工事 | (20) 機械器具設置工事 | (30) 解体工事 |

5 技術職員数の補正について

(1) 以下のア～ウのすべてを満たしている場合、技術職員数の補正を行います。

ア 土木一式、建築一式、電気、管又は舗装のいずれかに申請する方

イ 経営事項審査の審査基準日現在の技術職員数が、総合評定値通知書に記載の技術職員数と異なる場合（経営事項審査での技術職員の資格要件の重複が 2 業種までであることにより、総合評定値通知書に記載の 1、2 級技術職員数との差異が生じる場合、又は、審査基準日現在に常時雇用されている職員で、雇用期間が審査基準日前 6 箇月を超えていなかったため、経営事項審査の技術職員名簿に記載できなかった職員がいる場合）

ウ 技術職員数の補正を希望する場合

(2) 提出書類

ア 技術職員数等に関する書類（様式 1）

イ 技術職員数一覧（様式 2-1～3）

ウ 技術職員数一覧に記載した業種ごとの職員の資格者証等の写し

エ 経営事項審査申請時の技術職員名簿の写し

6 申請内容等に変更があった場合

申請書等提出後、申請事項に変更があった場合は「変更の届出」が必要です。詳しくは町ホームページをご覧ください。

7 提出先及び問い合わせ先

聖籠町総務課 総務管理係 〒957-0192 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635-4

Tel 0254-27-2111（内 221） Fax0254-27-2119

8 申請書及び添付書類

申請書及び添付書類	建設業者の別	
	町内業者 ※ 1	町外業者 ※ 1
① 建設工事入札参加資格審査申請書（第 1 号様式）	◎	◎
② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	◎	◎
③ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表（第 2 号様式）	◎	◎
④ 委任状	○	○
⑤ 建設業許可申請書及び別紙 2 の写し	○	○
⑥ 技術職員等に関する書類（様式 1）	◎	◎
⑦ 技術職員数一覧（様式 2 - 1 ~ 3）	※ 2	※ 2
⑧ 業種ごとの職員の資格者証等の写し	※ 2	※ 2
⑨ 経営事項審査申請時の技術職員名簿の写し	※ 2	※ 2
⑩ 建設業法第 11 条第 2 項の規定に基づき変更届に添付した様式第 3 号の写し等又は完成工事高を有する事業年度の経営事項審査の申請書の控えの写し（いずれも収受印があるもの）	△	△
⑪ 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認できる書類（②で確認できる場合は不要）	△	△
⑫ 聖籠町の納税証明書	◎	×
⑬ 法人税または所得税の納税証明書	◎	◎
⑭ 消費税及び地方消費税の納税証明書	◎	◎
⑮ 発注者別評価点に関する添付書類 ※ 3	△	△
⑯ 暴力団排除等に関する誓約書	◎	◎

- ◎：必須（記入すべき事項がない場合でも白紙のまま提出してください。）
- ：主たる営業所に代わって、入札・契約行為を営業所等に委任する場合
- △：該当がある場合
- ×：提出不要
- ※1：「町内業者」とは聖籠町内に営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう）を有する建設業者を、「町外業者」とは町内業者以外の建設業者をいいます。
- ※2：「土木一式」「建築一式」「電気」「管」「舗装」いずれかの工種について、技術職員数の補正を行う場合に提出してください。
- ※3：「土木一式」「建築一式」「電気」「管」「舗装」いずれかの工種について、発注者別評価点による加点を希望する場合は提出してください。

9 記入方法

申請書は主たる営業所で作成してください。したがって、申請者は、主たる営業所の代表者となります。

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）

ア 「申請区分」の欄

次の区分に従って、該当する記号を選択（記入）してください。

申請の区分	申請の内容	記号
新規申請	令和5・6年度の聖籠町の建設工事入札参加資格を有しない方が、新規に申請する場合	新規
継続申請	令和5・6年度の聖籠町の建設工事入札参加資格を有している方が、定期申請する場合	継続

イ 「入札整理番号」の欄

新規申請以外の方は、令和5・6年度の聖籠町の建設工事入札参加資格を認められた際の、「届出番号」を右詰で記載してください。（名簿は町ホームページに掲載しています。）初めて申請する方は、空欄で提出してください。以下同じ。

ウ 「経営事項審査申請時の建設業許可番号」の欄

入札参加資格審査申請書に添付する総合評定値通知書に表示されている建設業許可番号を次のとおり記入してください。

① 「コード」の欄

別紙1「国土交通大臣・都道府県知事コード表」を参考にしてください。

② 「許可番号」の欄

許可番号を右詰めで記入してください。

エ 「商号又は名称」の欄

① 書ききれない場合は「フリガナ」欄上部余白に記入してください。

② 法人事業者は、次表に定めるとおり、法人の種類を表す略号を記入してください。

法人の種類	略号	法人の種類	略号	法人の種類	略号
株式会社	(株)	協同組合	(同)	有限責任事業組合	(責)
有限会社	(有)	協業組合	(業)	一般社団法人	(一社)
合資会社	(資)	企業組合	(企)	公益社団法人	(公社)
合名会社	(名)	社団法人	(社)	一般財団法人	(一財)
合同会社	(合)	財団法人	(財)	公益財団法人	(公財)

- ③ 個人事業者は、商号又は名称を記入し、1文字開けて事業主名も記入してください。
- ④ 「フリガナ」は、商号又は名称をカタカナで記入してください。

オ 「代表者の氏名」の欄

代表者の氏名は、左詰めとし、姓と名の間に1文字空けて記入してください。

カ 「主たる営業所」の欄

- ① 「市区町村・大字コード」の欄
記入せず空欄で提出してください。
- ② 「都道府県・市区郡町村名」の欄
都道府県名と市区郡町村名は、間を空けずに記入してください。
- ③ 「所在地」の欄
主たる営業所の所在地のうち、②の「都道府県・市区郡町村名」に続く所在地住所を登記事項証明書等に登録されているとおりに記入してください。
「丁目」「番地」「号」を「-（ハイフン）」等で省略しないでください。
- ④ 「フリガナ」の欄
所在地のかな読みをカタカナで記入してください。
- ⑤ 「郵便番号」の欄
主たる営業所の所在地の郵便番号を記入してください。
- ⑥ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄
0XX-XXX-XXXX 03-XXXX-XXXX

キ 「入札参加を希望する建設工事の種類」の欄

希望する業種ごとの下欄に「1」を記入してください。

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

総合評定値（P）を取得している結果通知書であること。また、該当する通知書が2以上ある場合は、そのうちの最新のを提出してください。

注）申請する工種について、総合評定値（P点）と完成工事高を取得していることが必要です。

(3) 営業所（主たる営業所を除く）一覧表（第2号様式）

この様式には、建設業法第3条第1項に規定する営業所（支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所として建設業許可申請書別紙2に記載してある営業所）のうち、次に掲げる営業所を記入してください。（主たる営業所はここに記入しないでください。）

建設業者の別	営業所の所在地	記入をを求める営業所の範囲	営業所番号
新潟県内建設業者※	新潟県内に所在する営業所	建設業の許可を受けている営業所のうち、聖籠町との建設工事の請負契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所	80
		建設業の許可を受けている営業所のうち、上記以外の営業所	01 から順に付番
新潟県外建設業者※	新潟県内に所在する営業所	建設業の許可を受けている営業所のうち、聖籠町との建設工事の請負契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所	80
		建設業の許可を受けている営業所のうち、上記以外の営業所	01 から順に付番
	新潟県外に所在する営業所	建設業の許可を受けている営業所のうち、聖籠町との建設工事の請負契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所	80

※「新潟県内建設業者」とは、新潟県内に主たる営業所が所在する建設業者をいい、「新潟県外建設業者」とは、新潟県内建設業者以外の建設業者をいいます。

ア 「営業所番号」の欄

上記表の区分に従い、80 又は 01～を記入してください。

イ 「建設業の許可を受けている業種」の欄

営業所ごとに、建設業の許可を受けて営業している種類を記入してください。

- ① 一般建設業許可を受けている業種には「1」を記入してください。
- ② 特定建設業許可を受けている業種には「2」を記入してください。

ウ 「営業所の名称」の欄

当該営業所の名称のみを記入してください。

エ 「営業所の代表者の氏名」の欄

「(1) 建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）のオの欄に同じ。

オ 「営業所の所在地」「連絡方法」の欄

「(1) 建設工事入札参加資格審査申請書 (第1号様式) のカの欄に同じ。

(4) 委任状

主たる営業所に代って、聖籠町との入札・契約行為を営業所に委任する方のみ提出してください。様式は任意ですが、以下の点に注意し、作成してください。

ア 委任者は、建設業の許可を受けている本人(法人の場合はその代表者、以下同じ。)であること。

イ 受任者は、主たる営業所に代って聖籠町との建設工事の請負契約について、すべての責任を負う建設業の許可のある営業所の代表者であって、建設業法施行令第3条に規定する使用人であること。

ウ 委任する内容に、参加資格の委任期間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)を通じて、聖籠町が発注する建設工事に係る本人の入札、見積、代金請求その他契約に関する行為のすべてが含まれていること。

エ 委任先の宛名は、聖籠町長であること。

オ 委任を受ける営業所は1箇所に限ること。

カ 委任者の押印があること。

(5) 建設業許可申請書及び別紙2の写し

主たる営業所に代って、聖籠町との入札・契約行為を営業所に委任する方のみ提出してください。建設業許可行政庁の確認印のあるものの写しを提出してください。

(6) 技術職員数等に関する書類(様式1)

ア 「土木一式、建築一式、電気、管、舗装工事の技術職員数」の欄

① 「補正」の欄

総合評定値通知書の技術職員数のままでよい場合・・・「0」(補正なし)

技術職員数の補正を希望する場合・・・・・・・・・・「1」(補正あり) ※4

② 「総合評定値通知の技術職員数」の欄

総合評定値通知書に記載されている技術職員数について転記してください。

(希望しない工種については、転記不要。)

③ 「補正後技術職員数」の欄

「補正」の欄で「1」を記入した場合、記入してください。1人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとに、それぞれ1人として計上してください。 ※4

※4 「1」(補正あり)と記載した工種(「土木」「建築」「電気」「管」「舗装」)の級別の記載人数は、「(6) 技術職員数一覧」で対応する工種の「町で対応する

級区分」の級別の合計人数と一致していることが必要です。

イ 「1級舗装施工管理技術者数」の欄

1級舗装施工管理技術者の資格を有する技術者の人数を記入してください。

ウ 「労働福祉の状況」の欄

建退共等（中小企業退職金共済制度、建設業退職金共済制度又は特定退職金共済制度のいずれか）加入の有無及び建災防協会（建設業労働災害防止協会）加入の有無を記入してください。

(7) 技術職員数一覧（様式2-1～3）

「(6) 技術職員数等に関する書類（様式1）」の補正欄に「1」（補正あり）を記入した場合のみ、次のとおり提出してください。

技術職員数一覧に記載した工種ごとの職員の資格者証等（実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可の実務経験証明書（様式第9号））の写しを添付してください。

注）資格者証等は、同一の資格であっても工種ごとに提示し、どの工種に関するものか分かるように、付箋・インデックス等を付けてください。

ア 「「土木」技術職員数」～「「舗装」技術職員数」の欄

資格名の欄に掲げる資格を有する技術職員の人数を、右詰めで記入してください。

イ 技術職員の人数をカウントする場合は、以下の考え方により行ってください。

1人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとにそれぞれ1人としてカウントします。ただし、記入の対象となるのは、経営事項審査の審査基準日現在の技術職員及びその時点で所有している資格に限ります。それ以降の職員の追加及び資格の取得等の変動は認められないことに注意してください。また、経営事項審査での技術職員で「その他」に区分される者のうち、町の取り扱いでは「2級」に区分されるものがあることに注意してください。

工種別（「土木一式」「建築一式」「電気」「管」「舗装」）の「町での対応する級区分」の級別の合計人数は、「(6) 技術職員数等に関する書類（様式1）」の対応する工種の「補正後技術職員数」欄の級別の記載人数と一致していることが必要です。

① 1つの工種内で、1級相当及び2級相当の複数の資格を持つ職員は、1級相当の資格でカウントする。

《例1》 職員が「1級土木施工管理技士」と「2級土木施工管理技士」を持っている場合

→ 「土木一式」で「1級土木施工管理技士」の資格を1カウントし、資格

者証は「1級土木施工管理技士」のみ提示する。両方の資格でカウントできない。

《例2》 職員が「1級管工事施工管理技士」と「給水装置工事主任技術者」を持っている場合

→ 「管」で「1級管工事施工管理技士」の資格を1カウントし、資格者証は「1級管工事施工管理技士」のみ提示する。両方の資格でカウントできない。

② 1つの工種内で、同等（1級相当同士、2級相当同士）の複数の資格を持つ職員は、カウントする資格は1つまでとする。

《例》 職員が「1級建築施工管理技士」と「1級建築士」を持っている場合

→ 「建築一式」で「1級建築施工管理技士」又は「1級建築士」のいずれかの資格で1カウントし、資格者証はカウントする証書のみ提示する。両方の資格でカウントできない。

③ 複数の工種に該当する資格を持っている職員は、全ての工種においてカウントでき、カウントできる工種の数に制限はない。

《例》 職員が「建設部門、総合技術監理部門（選択科目 建設部門）」と「2級管工事施工管理技士」を持っている場合

→ 「土木一式」「電気」技術職員数において、「建設部門、総合技術監理部門（選択科目 建設部門）」でそれぞれ1カウントし、「管」技術職員数において、「2級管工事施工管理技士」で1カウントする。また、「土木一式」「電気」の資格者証は、両方に「建設部門、総合技術監理部門（選択科目 建設部門）」の資格者証を提示し、「管」の資格者証は、「2級管工事施工管理技士」を提示する。

(8) 業種ごとの職員の資格者証等の写し

(6) の【様式1】において技術職員数の補正を希望する方のみ要提出

(7) の【様式2-1～3】に記載した業種ごとの職員の資格者証等写しを提出してください。

実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可の実務経験証明書（様式第9号）の写しを提出してください。

監理補佐については、申請業種において主任技術者要件を満たしていることが確認できる資料もあわせて提出してください。ただし、下記注意書きのとおり、(9)の技術職員名簿により、申請業種において主任技術者相当であることが確認できる場合は提出不要です。

※(9)の経営事項審査において既に審査済の資格については提出不要です。

ただし、(9)の補正対象となる技術職員名及び資格コードにマーキング等を実施してください。

資格者証等は、どの業種に関するものか分かるように付箋・インデックス等を付けてください。

(9) 経営事項審査申請時の技術職員名簿の写し

(6) の【様式1】において技術職員数の補正を希望する方のみ要提出

※補正対象となる技術職員名及び資格コードにマーキング等を実施してください。

(10) 建設業法第11条第2項の規定に基づき変更届に添付した様式第3号の写し等又は完成工事高を有する事業年度の経営事項審査の申請書の控えの写し（いずれも収受印があるものに限り）

申請業種の要件として、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前3年の各事業年度のいずれかの事業年度で完成工事高を有することが必要となります。

上記要件について、審査においては(2)の完成工事高の欄により確認します。

よって、(2)において過去3年間の完成工事高を有することが確認できない下記の場合のみ、提出は必要となります。

※提出が必要となるケース

(2)の完成工事高算出において2年平均を選択しており、資格審査を申請しようとする業種の完成工事高の欄が0と表示されている場合

※(2)の完成工事高算出において3年平均を選択しており、資格審査を申請しようとする業種の完成工事高の欄が0と表示されている場合は、当該業種を申請することはできません。

※ (2) の完成工事高算出において2年平均を選択しており、資格審査を申請しようとする業種の完成工事高の欄に1以上と表示されている場合は提出不要です。

(11) 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認できる書類

「(2) 総合評定値通知書」において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無(未加入)」となっている場合で、審査基準日以降に加入の届出を行った方は、以下の書類を提出してください。

注) 当該書類により未加入でなくなったことが確認できない場合は、資格審査申請を行うことができません。

ア 健康保険・厚生年金保険に加入した場合は次の書類のいずれかを提出してください。

- ・申請時の直近1か月の領収証書の写し
- ・標準報酬決定通知書の写し
- ・被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・健康保険・厚生年金保険新規適用届(年金事務所の受領印のあるもの)の事業主控えの写し

イ 雇用保険に加入した場合は次の書類のいずれかを提出してください。

- ・申請時の直前の労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し
- ・雇用保険適用事業所設置届(ハローワークの受領印のあるもの)の事業主控えの写し

(12) 納税証明書

それぞれの税の証明書は、証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもので、未納税額のない証明書を提出してください。写しでも可とします。

ア 聖籠町の納税証明書

町内業者の方のみ提出してください。納税証明書は、役場税務課で交付します。

イ 法人税または所得税の証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書

下記のを提出してください。所在地の税務署で発行。

個人用：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」

法人用：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」

(13) 発注者別評価点に関する添付書類

「土木一式」「建築一式」「電気」「管」「舗装」いずれかの工種について、発注者別評価点による加点を希望する場合は提出してください。

ア 男女共同参画推進状況

新潟県のハッピーパートナー企業として登録し、かつ、下記の①、②のいずれか一方又は両方に該当する方は、登録証の写しと下記の①、②の書類

- ① 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している方は、一般事業主行動計画（労働局の受付印あり）の写し
- ② 経営事項審査の審査基準日現在において、女性技術者（主任技術者となる資格を有する者）を1名以上雇用している方は、健康保険被保険者証等の写し（性別が確認できる書類）

イ 障害者雇用状況

- ① 雇用状況報告義務のある方は、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条7項及び同法施行規則第8条に規定する障害者雇用状況報告書の写し
- ② 雇用状況報告義務のない方で、障害者を雇用している場合は、その障害者手帳の写し及びその者が雇用されていることを証する書類等（雇用保険資格取得等確認通知書又は被保険者証、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、賃金台帳等）

(14) 暴力団排除等に関する誓約書

聖籠町建設工事入札参加資格審査規程第2条第1項第5号ア～キまでのいずれにも該当しないこと、及び各種法令を遵守することを誓約する書面です。内容を確認のうえ、主たる営業所の住所、商号又は名称、代表者職及び氏名を記入してください。

別紙

1 国土交通大臣・都道府県知事コード表

00 国土交通大臣	12 千葉県知事	24 三重県知事	36 徳島県知事
01 北海道知事	13 東京都知事	25 滋賀県知事	37 香川県知事
02 青森県知事	14 神奈川県知事	26 京都府知事	38 愛媛県知事
03 岩手県知事	15 新潟県知事	27 大阪府知事	39 高知県知事
04 宮城県知事	16 富山県知事	28 兵庫県知事	40 福岡県知事
05 秋田県知事	17 石川県知事	29 奈良県知事	41 佐賀県知事
06 山形県知事	18 福井県知事	30 和歌山県知事	42 長崎県知事
07 福島県知事	19 山梨県知事	31 鳥取県知事	43 熊本県知事
08 茨城県知事	20 長野県知事	32 島根県知事	44 大分県知事
09 栃木県知事	21 岐阜県知事	33 岡山県知事	45 宮崎県知事
10 群馬県知事	22 静岡県知事	34 広島県知事	46 鹿児島県知事
11 埼玉県知事	23 愛知県知事	35 山口県知事	47 沖縄県知事

別紙

2 業種区分コード表

建設工事の種類	建設業の種類	略号	コード
土木一式工事	土木工事業	(土)	01
建築一式工事	建築工事業	(建)	02
大工工事	大工工事業	(大)	03
左官工事	左官工事業	(左)	04
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	(と)	05
石工事	石工事業	(石)	06
屋根工事	屋根工事業	(屋)	07
電気工事	電気工事業	(電)	08
管工事	管工事業	(管)	09
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	(タ)	10
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	(鋼)	11
鉄筋工事	鉄筋工事業	(筋)	12
舗装工事	舗装工事業	(舗)	13
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	(しゅ)	14
板金工事	板金工事業	(板)	15
ガラス工事	ガラス工事業	(ガ)	16
塗装工事	塗装工事業	(塗)	17
防水工事	防水工事業	(防)	18
内装仕上工事	内装仕上工事業	(内)	19
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	(機)	20
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	(絶)	21
電気通信工事	電気通信工事業	(通)	22
造園工事	造園工事業	(園)	23
さく井工事	さく井工事業	(井)	24
建具工事	建具工事業	(具)	25
水道施設工事	水道施設工事業	(水)	26
消防施設工事	消防施設工事業	(消)	27
清掃施設工事	清掃施設工事業	(清)	28
法面処理工事	とび・土工工事業	(法)	29
解体工事	解体工事業	(解)	30